

7 トリハロメタン生成能

トリハロメタン生成能測定結果

単位:mg/L

都道府県名 (熊本)

水 域 名 (河川名等)	地 点 名	地点統一 番号	水質目標値	トリハロメタン生成能			クロホルム生成能		ブロモジクロメタン生成能		ジブロモクロメタン生成能		ブロモホルム生成能	
				m / n	最大値	平均値	最大値	平均値	最大値	平均値	最大値	平均値	最大値	平均値
球磨川上流	市房ダム	43-001-01		/ 4	0.010	0.010	0.0080	0.0073	0.0031	0.0027	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005
球磨川下流(南川を 含む)	横石	43-003-01		/ 4	0.049	0.040								
緑川上流	津留橋	43-012-01		/ 4	0.020	0.013	0.019	0.0098	0.0050	0.0040	0.001	0.001	<0.005	<0.005
菊池川下流	白石	43-034-03		/ 4	0.030	0.023								
氷川	白岩戸	43-037-51		/ 4	0.010	0.010	0.0090	0.0058	0.0043	0.0035	0.001	0.001	<0.005	<0.005
氷川	氷川ダム貯水池	43-037-53		/ 4	0.020	0.020	0.017	0.016	0.0040	0.0035	<0.010	<0.010	<0.009	<0.009
亀川	海老宇土橋	43-048-51		/ 4	0.030	0.018	0.017	0.012	0.0096	0.0079	0.003	0.002	<0.005	<0.005
亀川	亀川ダム貯水池	43-048-52		/ 4	0.060	0.035								
竜門ダム貯水池	竜門ダム貯水池主点	43-501-01		/ 1	0.010	0.010								
合 計				/ 33										

- (注) 1. トリハロメタン生成能は、クロホルム生成能、ブロモジクロメタン生成能、ジブロモクロメタン生成能及びブロモホルム生成能の総和である。
 2. 「水質目標値」の欄は、特別措置法に基づく水質保全計画において、それが定められている場合のみ記入すること。
 3. 「m/n」の欄についても同様である。ただし、m:水質目標値を超えた検体数、n:総検体数を意味する。